

## 第 1 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和3年1月18日（月）午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・14 宮本 政春・15 守山 孝之・16 中谷 秀也  
17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭・22 中野 たつ子  
24 前田 孝幸

以上9名

欠席部会委員 7 森 哲也

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 勝田事務局長・野村事務局次長・増田主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：柴山担当副主幹  
白山：境担当副主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 16 中谷 秀也・14 宮本 政春

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）  
報告第5号 時効取得による所有権の移転について  
報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について（所有権移転）  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）  
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）  
議案第6号 非農地証明願について  
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について <別冊>

## 議 事 の 大 要

議 長	<p>新年第1回目の第2農地部会を開会させていただきます。 本日欠席委員は、7番 森 哲也委員で、9名の出席でございます。 議事録署名委員、森委員に代わりまして16番 中谷 秀也委員、14番 宮本 政春委員、よろしく申し上げます。 初めに、専決等の報告事項に入ります。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の1ページから3ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。 番号1から26で、件数は26件、合計面積は58,906㎡で、その内訳は田57,721㎡、畑が1,185㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>4ページから7ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から7で、合計件数は7件、合計面積は41,164.15㎡で、その内訳は田が34,317.91㎡、畑が6,382㎡、その他が宅地で464.24㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>8ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。 番号1および3 一般個人住宅用地 番号2 植林 でございます。 以上、件数は3件、合計面積は畑で2,057㎡でございます。</p> <p>9ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。 番号1 太陽光発電施設用地 番号2 植林 番号3 一般個人住宅用地 番号4 宅地分譲用地 番号5 宅地造成 でございます。 以上、件数は5件、合計面積は4,203㎡で、その内訳は田が7,635㎡、畑が3,440㎡でございます。</p> <p>10ページをお願いいたします。 報告第5号 時効取得による所有権の移転について、でございます。 番号1 権利者 _____、申請地は田で、取得年月日は昭和47年4月6</p>

日でございます。

以上の案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

以上、件数は1件、合計面積は田で971㎡でございます。

11ページをお願いします。

報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1、有限会社 \_\_\_\_\_、主たる耕作物 水稻、耕作面積 田 72ha 合計72ha。

番号2、株式会社 \_\_\_\_\_、主たる耕作物 肉牛、耕作面積 田 1.4ha 合計1.4ha。

以上、件数は2件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。  
事務局、お願いします。

事務局 それでは、議案書の12ページをお願いします。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について（所有権移転）  
でございます。  
番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居小戸木町松本 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 95㎡。  
これにつきましては、所有権移転登記前に、第三者から購入希望の申出があったため、許可の取消し願が提出されております。

以上、件数は1件、合計面積は田で95㎡でございます。

以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
事務局説明ありましたが、地元委員のご意見を伺います。

田口委員 6番、田口です。前々回ぐらいに説明はあった物件です。よろしく申し上げます。

議長 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたら。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。議案第1号については承認することに決定したいと思  
います。

次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移  
転）を議題とします。事務局、お願いします。

事務局 13ページをお願いします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）で  
ございます。

番号1、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、面積 45,943㎡、渡人 \_\_\_\_\_  
、面積 9,383.19㎡、申請地 稲葉町中山\_\_\_\_\_、台帳地目・現  
況地目とも田、面積 158㎡ 外2筆、合計面積 1,265㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人  
から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 大井、受人 \_\_\_\_\_、面積 3,924㎡、渡人 \_\_\_\_\_  
、面積 7,448.84㎡、申請地 一志町井関上名倉\_\_\_\_\_、台帳地  
目・現況地目とも田、面積 2,899㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地  
を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 大井、受人 \_\_\_\_\_、面積 3,651㎡、渡人 \_\_\_\_\_  
、面積 2,851㎡、申請地 一志町井生高田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況  
地目とも田、面積 1,302㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から、耕作利便  
のよい申請地を譲り受けるものです。

番号4、地区 高岡、受人 有限会社 \_\_\_\_\_ 取締役 \_\_\_\_\_、面積  
1,358,531㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1,876.78㎡、申請  
地 一志町日置北浦\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 120㎡  
外1筆、合計面積 187㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人  
から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 高岡、受人 \_\_\_\_\_、面積 4,457㎡、渡人 \_\_\_\_\_、  
面積 4,417.16㎡、申請地 一志町田尻神場\_\_\_\_\_、台帳地目・現  
況地目とも畑、面積 585㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地  
を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 太郎生、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面  
積 1,222㎡、申請地 美杉町太郎生東寺垣内\_\_\_\_\_、台帳地目 田、  
現況地目 畑、面積 42㎡ 外1筆、合計面積 124㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人  
から申請地を譲り受け、空き家取得に伴い新規営農するものです。

番号7、地区 川上、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積

888㎡、申請地 美杉町川上定垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 178㎡ 外1筆、合計面積 888㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、空き家取得に伴い新規営農するものです。

以上、件数は7件、合計面積は7,250㎡で、その内訳は田が5,073㎡、畑が2,177㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。  
1番、お願いします。

事務局 久居事務局から、7番 森委員に代わりましてご報告させていただきます。  
1月8日に農業委員、諸戸さん、田口さん、中野さん、森さん、地元推進委員と事務局で現地確認をしてまいりました。場所が\_\_\_\_\_の北西約300mに位置している農地になります。森委員からは何も問題ないということで伺っております。  
以上、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
2番、3番。

宮本委員 14番 宮本です。8日に前田委員と私と、それと地元推進委員立会いしました。どちらも何も問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
4番、5番。

前田委員 24番 前田です。同じく1月8日に宮本委員とそれから地元推進委員とで、この4と5の場所を確認いたしました。事務局の説明のとおり、何ら問題ないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
6番、7番。

結城委員 18番 結城です。6番と7番を説明いたします。8日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。これは空き家バンクの売買ということになります。必要書類が添付されているということなので、よろしくお願いいたします。

7番も同じ日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。これも空き家バンクの対象ということですので詳細は同じことです。よろしく申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
地元委員より説明ございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思っています。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。  
続きまして、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、お願いいたします。

事務局 14ページをお願いします。  
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 川合、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町小山新出\_\_\_\_\_  
台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 143㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地、庭用地とするものです。

平成3年8月30日から現在の用途で利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 川口、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口吹毛\_\_\_\_\_  
台帳地目・現況地目とも畑、面積 62㎡。

これにつきましては、申請地を自家用の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は畑で205㎡でございます。

これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。  
1番、お願いします。

前田委員 24番 前田です。1月8日に農業委員の守山委員、宮本委員、それから地元推進委員と一志事務局で立ち会いました。先ほど事務局から説明あったように庭の用地になっておりますので、現況としてはこの形になっております。あとは、これについては何ら問題ございません。

議 長	ありがとうございます。 2番、お願いします。
中谷委員	16番 中谷です。8日に西森、中谷両委員と地元推進委員、それと白山事務局で見てまいりました。場所は県道久居美杉線_____の入口東側およそ200mのところ、県道のすぐ北側、民家との間で三角の土地です。以前から野菜を作ってみえたんですけども、猿の被害が多くて野菜も作ってられないということで、自宅の庭も狭いということで、自家用の駐車場にしたいということで申請が出ております。問題はないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。
議 長	地元委員より説明がありましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局、説明願います。
事 務 局	15ページから17ページをお願いします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。 番号1、地区 久居、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 久居明神町東横山_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 1,391㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。 申請地は、譲受人が所有する倉庫や加工場などに隣接しており、事業拡大のため、資材置場を確保する計画です。 農地区分は、第1種農地で、原則転用を許可しない農地と位置づけられますが、農地法施行規則第35条第5号に規定される「特別の立地条件を必要とする事業」のうち、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに該当し、例外的に許可し得るものと判断されます。  番号2、地区 栗葉、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外3名、申請地 稲葉町稲初垣内_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 472㎡ 外4筆、合計面積 977㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光

発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、488.88㎡、パネルの設置率は、転用面積の50.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 森町下新田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 579㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を植林するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外3名、申請地 久居一色町羽場 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 122㎡ 外3筆、合計面積 1,440㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、509.04㎡、不整形地であることから、パネルの設置率は、転用面積の35.4%になりますが、周囲をフェンスで囲い、申請地全体を太陽光発電施設用地に供することが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 久居一色町羽場 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 340㎡ 外1筆、合計面積 898㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、347.44㎡、不整形地であることから、パネルの設置率は、転用面積の38.7%になりますが、周囲をフェンスで囲い、申請地全体を太陽光発電施設用地に供することが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 波瀬、受人 \_\_\_\_\_ 外1名、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町波瀬大久保 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 483㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号7、地区 川合、受人 \_\_\_\_\_、渡人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、申請地 一志町片野北浦 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 341㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 高岡、受人 \_\_\_\_\_ 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町田尻世古出 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目と

も畑、面積 236㎡ 外1筆、合計面積 678㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を建て売り（分譲）住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 高岡、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外2名、申請地 一志町高野池ノ下 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 165㎡ 外2筆、合計面積 931㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を建て売り（分譲）住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 八知、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町八知峯郷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,847㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、528.12㎡、不整形地であり、崩土防止のためのパネル設置回避面積の確保により、パネルの設置率は、転用面積の28.6%になりますが、周囲をフェンスで囲い、申請地全体を太陽光発電施設用地に供することが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 八知、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町八知魚切 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,051㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、355.34㎡、パネルの設置率は、実測面積631.57㎡の56.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 八知、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町八知魚切 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 766㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、331.24㎡、パネルの設置率は、転用面積の43.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 八知、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町八知堂垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 211㎡ 外1筆、合計面積 670㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、326.00㎡、パネルの設置率は、転用面積の48.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 八知、受人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町八知上廣口 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 879㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、471.51㎡、パネルの設置率は、転用面積の53.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 八知、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町八知上廣口 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 786㎡ 外2筆、合計面積 1,010㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、471.51㎡、パネルの設置率は、転用面積の44.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 八知、受人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 美杉町八知おくの門 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 390㎡ 外1筆、合計面積 978㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、469.44㎡、パネルの設置率は、転用面積の48.0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 下多気、受人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下多気世古 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 571㎡ 外1筆、合計面積 2,359㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、1,214.31㎡、パネルの設置率は、転用面積の57.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 下多気、受人 有限会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下多気世古 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,338㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、814.39㎡、パネルの設置率は、転用面積の60.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 下多気、受人 一般社団法人 \_\_\_\_\_ 代表理事 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下多気下之世古\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 674㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、440.1㎡、パネルの設置率は、転用面積の65.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は19件、合計面積は19,290㎡で、その内訳は田が9,570㎡、畑が9,720㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。  
1番、お願いします。

田口委員 6番 田口です。1月8日午後、現地を確認してまいりました。事務局と会長、部会長、そして私と、あと地元推進委員で見てまいりました。これは自分のところの工場の地続きで入り口が工場の中を通っていかないかんというような場所でございますけれども、ちょっと狭い感じがするので広げるということです。事務局の説明どおりでございます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
2番から5番、お願いします。

事務局 久居事務局から、7番 森委員に代わりましてご報告させていただきます。  
2番ですけれども、同じく8日、農業委員の諸戸さん、田口さん、森さん、中野さん、地元推進委員で現地を確認してまいりました。場所が\_\_\_\_\_から北東へ約150mのところになります。森委員からは何ら問題ないということに伺っております。

次に、3番ですけれども、これも同じ日に現地確認ということで、場所が\_\_\_\_\_から東へ300mのところにあります。今、きれいに畑になっておりますけれども、植林をされるということで何ら問題ないと伺っております。

次、4番と5番がほぼ同じ場所になります。これも同じ日に確認をしてまいりました。場所は\_\_\_\_\_から西へ200mのところになります。ここも何ら問題ないということに伺っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
6番、7番、お願いします。

宮本委員	14番 宮本です。守山委員、前田委員と、それから地元推進委員、それから一志事務局と現地確認をしました。場所は_____の隣です。事務局の説明のとおりで、何も問題ありません。よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 7番から9番、お願いします。
前田委員	24番 前田です。まず、7番、川合の物件でございます。農業委員の守山委員、宮本委員、それと私、それから地元推進委員、一志事務局で確認いたしました。先ほど事務局から説明ありましたように住宅用地ということで、現在こういう形になっておりますので、何ら問題はないかと思えます。 次、8と9。これ、場所は違うんですけども、1月8日に同じ日に宮本委員と私、それから地元推進委員と一志事務局で確認をしております。2棟、建て売りの住宅用地ということで、今からそういうことを始めるということでございます。こういった中で事務局の説明があったとおりでございます。何ら問題はないと思えますので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 では、10番から19番。
結城委員	18番 結城です。10番から19番まで太陽光です。 10番から16番については、8日に地元推進委員と事務局、行政書士の立会いで現地を確認いたしました。これは再生エネルギーの設置ということで話を聞いてまいりました。隣地の承諾を必ず取っておいてくれと、もめごとは一切ないようにというふうに指導してあります。 それから、17番から19番まで。これも8日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。近隣の農地は荒廃地ばかりであると。再生エネルギー用の用地で、これも問題がないと思えます。必要書類が提出されておるということでございますので、よろしくお願いいたします。 以上です。
議長	ありがとうございます。 ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがですか。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	そしたらお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。 続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。事務局、お願いします。

事務局	<p>18ページをお願いします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。</p> <p>番号1、地区 久居、借人 学校法人 _____ 理事長 _____、貸人 _____、申請地 久居明神町大釜_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 932㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。</p> <p>パネル設置面積は、504.40㎡、パネルの設置率は、転用面積の54.2%になります。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は1件、合計面積は畑で932㎡でございます。</p> <p>いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。お願いします。</p>
田口委員	<p>6番、田口です。これも8日に現地を見てまいりました。これも諸戸さん、中野さん、森さん、そして私と、地元推進委員、そして久居事務局で行きました。場所は_____のすぐ近くでございますけれども、先ほどの事務局の説明どおりでございます。何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。</p>
部会委員	<p>&lt;一同 意見なし&gt;</p>
議長	<p>それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p>&lt;一同 異議なし&gt;</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定したいと思います。</p> <p>引き続きまして、議案第6号 非農地証明願いについて、事務局、説明願います。</p>
事務局	<p>19ページをご覧ください。</p> <p>議案第6号 非農地証明願いについて。</p> <p>番号1、地区 久居、願出者 _____、申請地 戸木町池尻_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 209㎡ 外1筆、合計面積 340㎡。</p>

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書により、申請地に昭和62年7月25日に住宅を建築し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件、面積は田で340㎡でございます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見を伺います。

田口委員 6番、田口です。これも8日に現地を見てまいりました。詳細については事務局説明どおりでございます。場所は\_\_\_\_\_の北へ100mぐらいのところでございます。私と諸戸さん、森さん、中野さん、そして地元推進委員、そして久居事務局とで見てまいりました。これも何ら問題ないと思いますので、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。  
説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。これもよろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することに決定したいと思います。

次に、別冊としてお配りしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願います。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で92,990㎡、畑の賃貸借、使用貸借で5,411㎡、契約件数は37件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で86,784㎡、畑の賃貸借で264㎡、契約件数は38件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借で6,756㎡、契約件数は4件でございます。

美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で2,242㎡、畑の使用

貸借で1,014㎡、契約件数は3件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて188,772㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて6,689㎡、合計契約件数は82件、合計面積は195,461㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区19件、一志地区34件、白山地区3件、美杉地区2件で合計58件、合計面積は151,997㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で70.8%、面積で77.8%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は54番、56番、58番になり、整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長

ありがとうございます。

ただいま説明が終わりましたが、案件のうち、初めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件についてご審議をいただきます。

整理番号2 外1件です。\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長

それでは、この2件について、皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました2件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。

この案件につきまして、適正であると認め、市長に進達することといたします。

入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をいただきます。皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。よろしいですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。</p> <p>以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、第1回第2農地部会を閉会します。</p>
	午後2時44分

上記は、第1回第2農地部会の議事を録したものである。

令和3年1月18日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_